

第6回大阪府福祉のまちづくり審議会 議事録

【日時】平成29年11月13日（月） 10:00～12:00

【会場】ホテルプリムローズ大阪 2階鳳凰の間

【出席委員】

嵐谷 安雄	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会 評議員
泉本 徳秀	障害者（児）を守る全大阪連絡協議会 代表幹事
井手之上 優	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 常務理事
岩田 三千子	摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科 教授
上森 一成	大阪府町村長会 行財政部会監事 能勢町長
内田 嘉信	日本チェーンストア協会関西支部 事務局次長
大竹 浩司	公益社団法人 大阪聴力障害者協会 会長
小田 昇	関西鉄道協会 専務理事
小尾 隆一	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会 常務理事
斉藤 千鶴	関西福祉科学大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
柴原 浩嗣	一般財団法人 大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長
清水 俊博	国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長
城本 徹夫	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会 理事
高橋 祥治	一般社団法人 大阪府建築士事務所協会 顧問
田中 直人	島根大学大学院 総合理工学研究科 特任教授
道井 忠男	社会福祉法人 大阪府肢体不自由者協会 理事長
仲川 洋子	公益社団法人 関西経済連合会 総務部長
西田 多美子	公益社団法人 大阪府建築士会 委員
西村 紘明	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 住宅整備課長
野口 勉	一般財団法人 大阪府老人クラブ連合会 会長
福本 康蔵	一般社団法人 大阪銀行協会 調査部長
古川 照人	大阪府市長会 健康福祉部会長 大阪狭山市長
矢野 等	一般社団法人 大阪脊髄損傷者協会 会長
山田 伸一	生活衛生同業組合 大阪興業協会 常務理事・事務局長
吉田 勝彦	一般社団法人 大阪外食産業協会 専務理事

○山下部長

みなさんおはようございます。住宅まちづくり部長の山下でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、このようにたくさんの皆様にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から本府の福祉のまちづくり行政をはじめ、府政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、大阪府では2025国際博覧会の大阪・関西への誘致に向け、国・大阪府・大阪市・経済界など、オールジャパンの体制で取組みを進めております。現在、誘致の実現に向け、国内外から多くの方が訪れる圧倒的な魅力を備えた都市空間を創造するため、万博予定地である夢洲だけではなく、大阪港ベイエリア全体のまちづくりや「うめきた2期」のまちづくりにも取り組んでおります。万博の大阪誘致に加えまして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、大阪を訪れる外国人観光客などの増加などを踏まえまして、検討部会において「福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂」をはじめ、まちや鉄道駅のバリアフリーに関してご議論をいただきまいりました。先般、府議会においても、ユニバーサルデザインの普及推進について議論がございました。誰もが訪れやすい大阪、誰もが暮らしやすい大阪を実現するため、これまで実施してきたユニバーサルデザインに関する施策の点検を行い、国の行動計画も踏まえ、検討していくところでございます。本日は、これらの状況についてご報告させていただくとともに、皆様から忌憚ないご意見、ご活発なご議論をいただき、「福祉のまちづくり」の更なる推進を図ってまいりたいと考えております。引き続きお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長の選任及び福祉のまちづくりの推進及び大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの改訂について（府より資料1～資料2-2を説明）

○田中会長

只今のガイドラインの改訂に関するところなんです、いかがでしょうか。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。かなり膨大な作業のまとめをしていただきありがとうございます。2-1のほうに概要として書いてありますが、この中でなく2-2の本資料のほうですね、こちらのほうご覧いただきご意見いただきたいなと思っております。はい、お願いします。

○委員

検討部会の内容をまとめて、ガイドラインの内容をまとめていただきありがとうございます。部会の中での議論を補足するような形で意見を言いたいと思います。別の資料なんですけれども、参考資料1に部会の意見と大阪府の考え方という資料がございます。その1ページ目の2のところ。私のほうから、心のバリアフリーの内容を充実させるべきではないかということをご提案させていただきました。今回の改訂案のところでは、障害者差別解消法の文言を充実されているということと、それからヘルプマークの事例とかが入れられているという形で改訂案になってございます。今後の検討にもかかわるんですけど、今のガイドラインでは視点の中でCの中に心のバリアフリーが書かれているんですけども、もう少し大きな柱で、施策の方向性という形でガイドラインに掲載することができないかということをご提案させていただきました。その理由がここにもありますように、まず解消法が施行されたということです。合理的配慮の努力が必要になるということ、もう一つは、障害者差別解消法にもありますけれども、合理的配慮を的確に行うために環境の整備を進めていくということになっております。そういう意味では施設をバリアフリーにしていくこと、環境の整備をしていくことが合理的配慮に繋がるということかたちになると思います。このような動きがありますので、今視点の中に心のバリアフリーということで、このよ

うなことに気をつけましょうということ書かれているんですけども、もっと施策として具体的に示すことができないのかというのが私の意見です。後ほど出てきますが資料4でも、国のバリアフリーというのが視点の中に書かれているのではなくて、施策の方向性ということで大きな柱になっていると思います。そういう意味で、条例でも新理念において障壁をなくすということが書かれておりますので、心のバリアフリーのところをもう少し施策の方向性というような形で提示できないかと思います。さらに、部会の中でも議論しましたけれども、具体的な施策として対象者別に研修とかあるいはバリアフリーの意味を伝えていくようなそういう施策をできないかということ。設置者に求めていくこと、当事者にこのようなバリアフリーのことを伝えていくこと、あるいは社員とか職員に伝えていくこと、利用者、市民にこの意味を伝えていくこと、このようなかたちで対象者別に心のバリアフリーで伝えることを整理して施策の方向性というかたちでまとめられないかと思います。今回の改訂で変更するというのは非常に難しいと思いますので、部会のほうでも議論をして、今後の改訂に繋げていただけたらと思います。以上、部会の議論を補足するような形で意見を出させていただきました。よろしくお願いいたします。

○田中会長

確かに部会の中でもですね、今ご指摘いただきましたように心のバリアフリーの扱いをもう少し大きく取り上げてやっていきたいと思いますという話があったかと思います。事務局のほうでも検討していただいて、参考資料にもありますようにヘルプマークの話とかですね出して頂いているんですけども、そういう対応的な話だけではなくて、もっと大きな理念として関係しているいろんな人に伝わるようなかたちを発信すべきじゃないかと。このあたり可能な限りで再検討していただいてご意見をいただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○事務局

部会でもいろいろご意見いただきまして、委員のほうからおっしゃっていただいたとおり、合理的配慮の点もございまして、我々、環境の整備をしていくこと、施設をバリアフリー化していくことで非常に配慮に繋がっていくということで、我々、施設の基準になりますようなものを今ガイドラインに記載させていただいているところでございます。また、今回差別解消法が施行されたということも受けまして、記載のほう少し追記させていただいたことと、具体的な事例としてヘルプマークを記載させていただいたということで、ちょっとここの記述のほうは充実を図らせていただいたと考えてございます。また、今ご意見頂戴いたしましたようにですね、説明のほうはもう少し後にはなりますが、委員のほうからも申し上げられた資料4のほうでユニバーサルデザインの行動計画の中でも心のバリアフリーの記載がございましてということで、説明のほうは資料4でもう少し後にはなりますが、大阪府としてもユニバーサルデザインに関することをもう少し検討していくということが、先ほど山下部長の挨拶にもありましてとおり、大阪府の中でも議論させて頂いているところでございます。こういうことも踏まえて、また、我々のほうで検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○田中会長

他にご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、お願いします。

○委員

案内表示のところなんですけれども、資料2-1の3のところ序章-5と書かれているんですが、色弱者等への配慮した事例というところで、ピクトサインを用いることで提供する情報量を絞り、着色箇所には色名を記入して案内情報を提供してまますというところなんですけど、色名を記

入ると言うことがよくわからなくて、改訂版のほう見させていただいたんですけれども、おそらく事例写真4の中に小さく書かれているのかなというところなんです、それを書く意味がちょっとよく分からないんですが、小さい字で色名を書くということはどういうことなんでしょうか。できるだけこのような表示の中には余分なもの、ほんと言えれば表示が対比があってきちっと見やすいものであれば色名を書く必要は無いと思うんですけれども、この辺いかがでしょうか。というのが1つと、同じく序章2のAの木のところなんです、大きく見やすいサインの事例写真2というのがあります、とてもわかりやすいサインだなと思うんですが、このサインの良さとしましては、大きいだけじゃなくて視線、人の動線上にきちっと対面するかたちでサインが表示されているところが非常にいいところだなと思います。ということでいくら大きくしても対面していなかったら、動線上から見えないということになるので、突出型のこういったサインについても表現するというのはいかがでしょうか。それから、サインがいくらあっても、照明がないとサインが見えないということもありますので、照明に対する配慮が必要であるということも記載してはいかがでしょうか。以上でございます。

○田中会長

案内表示に関する具体的なご意見だったと思います。事務局いかがでしょうか。

○事務局

まず1点目の序章—5の事例写真4、これ不鮮明で申し訳ございません。委員のほうからご指摘いただきました、色の名称につきましては、記載した理由といたしましては、色覚障がいの方が例えば赤色と緑色がちょっと見にくいといったときに色の赤色という名称を書くことによってそれが赤色だと分かるようなかたちで表現するということが理由としてここに記載させていただいてございます。2つ目といたしましては、序章—4のところでも大きく見やすいデザインということで、委員からご指摘ありましたとおり、壁に貼るだけじゃなくて、動線上わかりやすいように、事例写真で参考とさせていただいておるところでございます。最後に、案内表示があっても明るさ、照明等がないと見にくいというところのご指摘がございました。それにつきましては、資料2—2のほうのガイドライン本体のほうの91ページでございます。91ページの真ん中あたりの配慮すべき事項のところでございます、一番上のところでございます。設置に関しては、照明計画、コントラスト等について総合的な検討を行うとともに反射やちらつきがないような配慮をするというところで記載は一応させていただいているところでございます。以上でございます。

○田中会長

いかがでしょうか。

○委員

最後に説明していただいたところでは、ちゃんと記載されているということでよくわかりました。色名を記載するという部分については、例えば赤と緑の明度の差を出すほうがいいので、そういった工夫のほうの方が大事だと思いますので、そういったかたちで書かれたほうがいいのかと思います。この場合だと、全部仕切られていっているところに色名を書かないといけなくなりますが、そういった複雑な表記というのはあまりよろしくないと思いました。

○田中会長

只今の色名表示に関しましては、私個人的にもですね、あまり情報量を詰め込みすぎると返っ

て分かりにくくなってしまいますので、できれば色名を書かなくても分かるような表示、例えば形であるとかですね、そういった部分もユニバーサルデザインとしては考えられると思いますので、また検討していきませんか。

○事務局

先ほどのまず序章—5の色名に関しましては、最初のほうにも言いましたように記載のほうさせていただきたいと思います。先ほどの序章—4のほうの大きくて見やすいサインにつきましては、91ページのほうに記載してございますが、照明器具のほう、明るさについてもこちらのほうに内容を少し充実させて追記させようと考えてございます。また、ご相談させていただきたいと思っております。

○田中会長

ほかにございますでしょうか。

○委員

バリアフリーの大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン（改訂案）の資料96ページのところです。先ほどお話の中にヘルプマークの紹介がありましたね。それなんです、耳が聞こえない人の立場で言いますと、バリアフリーの配慮は当然必要です。例えば文字情報をみて、情報を得るといったような意味のバリアフリーを進めるということが大切です。しかし実際の現場というのは、まだ足りない施設もたくさんあります。自分がどうしたらいいかわからないときに、まず受付とかカウンターのほうに行きます。そしてそこにいらっしゃる人に聞く、そこからはじまります。カウンター担当者はほとんど手話ができません。手話ができない方が多いです。だから筆談で聞きます。そういった筆談で対応するというのが一般的な方法です。一方で2020年オリパラもありますし、世界から障がい者の方も来られます。当然聴覚障がいの方も来られます。そういったことも関係して、全日本ろうあ連盟、私ども大阪聴力障害者協会の上部団体なんです、全日本ろうあ連盟は手話マーク、筆談マークを決めて普及しているところです。その一つである筆談マークをぜひ載せていただきたいと思います。カウンターの担当者が筆談で対応しますというふうに前もって筆談マークを掲示、聞こえない人が来られたとき筆談で対応する配慮をしていただけたらと思います。筆談マークと手話マークは全日本ろうあ連盟のホームページから自由にダウンロードできますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○田中会長

只今のご意見ですが、事務局から何かありますか。

○事務局

今委員のほうからご意見頂戴いたしまして、一部記載のほうはさせていただいておまして、資料2-2の96ページのほうにピクトサインのほうを併せて記載させて頂いておるところでございます。96ページのほうに手話マークの記載はございますが、委員のほうからご指摘ございました筆談マークのほうは記載ございませんので、この筆談マークにつきましてもこの中に記載していきたいと考えてございます。以上でございます。

○田中会長

ほかにございせんか。

○委員

ちょっとまだ印刷できてないと思うんですけども、資料2-2の序章—21ページ。ここの四つの丸でa、b、c、dがあっちいたりこっちいたりしているので、これ時計方向に回るようにa、b、c、dを変えてもらったほうがわかりやすいんじゃないかと思います。その次のページに失礼いたしました。一般的なPDCAは矢印があるんですが右回りになっているので、同じ形態で示していただければわかりやすいのかなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○田中会長

表現のことなんですけれども、より分かりやすい工夫をしていていただきたいと思います。

○事務局

よりわかりやすくするために時計回りのほうに記載のほう変更しようと思ってございますので、よろしく願いいたします。

○田中会長

まずもってガイドライン自身がユニバーサルデザインになるようにしたいですね。よろしく願いいたします。ほかにございませんか。お願いします。

○委員

すみません、もう1つ別の話ですが、脊椎損傷の方や頸椎損傷の方は温度感知をしにくいというふうなことをちょっと友人から聞きまして、そのときどうなるかという、部屋の温度だとか外にいたときにあったかい温度であるとか、寒暖を自分できちっと判断がつきにくいので、冬だったら例えば寒いところで体温が低下しているのに気づきにくかったりとか、それから夏だったら体温があったかくなりすぎるのに気づきにくくて熱中症になったりする方がいるというふうなことを聞いたことがあります。以前に奄美大島に行ったときに、奄美大島の高齢者施設なんかでは、必ず各部屋に簡易の温湿計を設置すると決めているということをお聞きしまして、できるだけそういった温度管理のようなことも、今回はちょっと今すぐには出てこないんですけども何かそういった利用者が今の温湿度、温度が分かるような表記があればいいのになというふうなことで、もし可能であればガイドラインにもそういった表現をしていただければありがたいなというふうに思います。

○田中会長

目に見えないところでバリアフリーがかかるという大変重要なポイントだと思いますが、この点いかがですか。

○事務局

どうもご意見ありがとうございます。今委員のほうからもいろんな脊椎を損傷されている方に対してそういった温度的なことに対してちょっと管理できないということでそういったことも表現してほしいということでご意見頂戴いたしました。今後ですね、また、今委員のほうからご指摘ありましたとおりそういったことにつきましても、いろいろまた、ご意見等頂戴しながら記載のほうは検討していきたいと思っております。ありがとうございました。

○田中会長

ほかにございませんか。では、ないようなので次、ごめんなさい。お願いします。

○委員

先ほど私から意見を出しまして、手話マークと筆談マークの2つがあるということで、事務局のほうから96ページに手話マークだけが載っているの、ここに筆談マークもつけますということだったんですが、123ページ、その上のところに耳マークというのが載っています。これは難聴協会がつくったマークなんですけれども、手話マークと筆談マークというのは、マークを見てすぐわかるように万国共通の絵になっています。外国の人が来られてそのマークを見たら、筆談であるとか手話であるとかがわかるようになっていきます。こちらの難聴協会で作られた耳マークというのは国内だけのマークになると思います。そういう意味では、誰が見てもすぐ手話対応、また筆談対応ができる人がいると安心できる、そんなマークを普及して頂きたいということをお願いしています。補足説明です。以上です。

○田中会長

ピクトグラムの標準化については非常に難しい点がありまして、単に直感で分かったらよいということだけではなくて規格としてスタンダードが世界的なものなのかローカルなものなのかによってもだいぶ違うという。これはもうずっといろんなピクトグラムにいえることで、昨今は温泉マークの話なんかありましたけれども、これはしかるべきところできっちりしていくことが大事ですね。この大阪府のガイドラインとしてどうするかということでその辺の扱いとか説明をですね、ぜひ加えた上でやらないと誤解を招くとかえって問題になると思いますので、そのあたりもう少し整理が必要かと思えます。これは私の意見ですが、事務局いかがでしょうか。

○事務局

今、会長が申し上げたとおりの事務局としても同意見でございますので、またご相談させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○田中会長

ほかにございますか。ちょっと言いかけたんですが、次の重要な説明もいただかないといけないので、次3つめですけれども、まちのバリアフリー情報の提供及び鉄道駅等のバリアフリー化の推進について。これまでも項目的にも出てきておりますので、関連して聞いていただきたいと思えます。ということで事務局説明お願いいたします。

○まちのバリアフリー情報の提供及び鉄道駅等のバリアフリー化の推進（府より資料3を説明）

○田中会長

只今のご説明に対しましてご意見、ご質問ございましたらお願いします。

○委員

構内図につきまして、検討部会でも申し上げたんですけれども、本日、鉄道協会の委員もいらっしゃいますので、すぐご尽力いただいてそれぞれの構内図、検索できるようになっているんですけれども、会社をまたいだ案内がなかなかわかりにくいという意見がございまして、例えば大阪と梅田とか南森町と大阪天満宮とか言うところで、両方が繋がりますとエレベーターの位置がわかるとかエスカレーターがわかるかがありますので、その辺を鉄道協会さんのほうで何とか一歩進めていただきますようお願いしたいと思います。

○田中会長

只今の点は、例えば福祉のまちづくり学会の中に研究会があるんですが、そこでも大阪の北と南の調査をしまして、その乗り継ぎ空間の連続性が担保されていないという指摘もされております。今の件につきまして、鉄道事業者さん関係からご意見や今後のお考えなどをご紹介いただけたらと思っておりますがいかがでしょうか。ご発言、答えにくいかな。可能な範囲でどうでしょう。事務局から何かありますか。

○事務局

部会のほうでも委員からご意見を頂戴いただきまして、どうもありがとうございました。意見は、駅が近いところがございますと隣の鉄道事業者等のエレベーター等を利用して鉄道会社の駅に行くということも考えられるので、そういったところもわかりやすいように情報提供していただいたらどうかというご意見だったと思います。そこにつきましても、鉄道会社のほうで関連するような情報提供をしていただくか、また、市町村のほうでバリアフリーマップ等を含めて充実していくということも考えられますので、併せて鉄道事業者や市町村のほうに大阪府としても要請していきたいと考えてございます。以上でございます。

○田中会長

委員何かございますでしょうか。全体的なことです。

○委員

鉄道駅と鉄道駅を結ぶ通路誘導案内でございますが、鉄道各社のほうで整備を進めているケースもありますが、その駅間の通路の持ち主は鉄道会社ではないという場合も結構あります。例えば大阪の難波駅であれば結構所有者が違うというようになっていまして、やはり鉄道会社だけではなかなかうまくいかないという面もございますので、関係者を含めて議論いただくとか、そういう検討の場をぜひお願いしたいと思っております。そのような実施例を作っていただいて、利便性の向上に必要な検討をしていただければと考えております。以上です。

○田中会長

バリアフリー法等の考え方もありまして、かなり点、線、面とバリアフリーが網羅されていっていると思うんですが、どうしてもつなぎ部分とか空白のスポットがしやすいことも否めないと思いますので、このあたりどうやって今後このような空白をつくらぬような丁寧なバリアフリーをどうやって推進するかということが寛容かと思っておりますので、この福祉のまちづくりの審議会においてもですね、国等の協力を得ながら連携しながら進めていく必要があると考えます。どうもありがとうございました。ほかにございますでしょうか。それではですね、最後になりますが今後検討が考えられる事項、鉄道駅等のバリアフリー化の推進、今のことも関係しておりますが、ご説明お願いしたいと思います。

○今後、検討が考えられる事項（府より資料4を説明）

○田中会長

只今ご説明いただきました資料4のところが中心ですが、ご意見、感想等いただきたいと思っております。お願いします。どうぞお願いします。

○委員

このたび委員に就任させていただきまして、もうこれまでおそらくいろんな議論されているかと思いますが、ちょっと参考に発言させていただきまして、今ちょうどご説明いただきました資料4とそれから最初の資料1でも今後検討が考えられる事項というところで、バリアフリールート複数化というお話をもとにこういったことは必要だなというふうに感じましたが、よく障がい者の方から寄せられる声としましては、大きな駅等でまさにトイレは設置されているんですけども、やはりこのバリアフリールート複数化という意味ですね、バリアフリーのトイレに至るまで、非常に長い距離を歩んでいかないといけないということがよくあるので、トイレも複数化として検討していただいているのかということで、ちょっと発言のほうさせていただきます。

○田中会長

トイレですね。ルートだけじゃなくて。いかがでしょうか。事務局のほうから何か検討状況ありますか。

○事務局

我々これから複数化のルートにつきまして、今後検討していきたいというところでありまして、トイレにつきまして非常に重要な事項として認識しているところでございます。また、それも踏まえまして国の動きを見ながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○委員

別に意見ということではないんですけども、ちょっと知っておいていただければな、認識していただけたらなと思ひまして、参考意見として言わせていただきたいと思います。バリアフリー化ということで率先して進めていただいているということは非常に素晴らしいことだと思っているんですが、バリアフリー化というのは私たち視覚障がい者、私自身が視覚障がい者なので、最近話題になっております、ホームの安全性とかということが非常に気になります。点字ブロック、誘導ブロック等はだいたい設置されて広まっはいるんですけども、最近点状ブロック、誘導ブロックを敷かれた場所、最初に敷かれた場所というのが、これどうしても磨耗していくものなので、敷いてるからいいやないかと言われてしまうと、磨耗しているもの、例えばホームの端なんかですとはがれたものについてということになるんですけども、そうすると張り替えて新しい部分と古い部分が混在しているということは、私たちの情報としては非常にわかりにくい状況になっているということになっているので、一定程度、ほんとは何年もたつたらとかそういうことで替えていただく、一定程度たつて磨耗したものについてはどんどん替えていただいて、一定の水準のもの以外は使わないようにして頂かないと。なぜこういうことを言うかといいますと、つい最近も転落された方おられましたけれども、やっぱりホームを検討するのであれば点字ブロック、誘導ブロックが磨耗しているものすごく分かりにくかったり、以前もありました河内国分駅の時もそうでした。やはり一定程度の水準以外のものについては、やっぱり張り替えていかなければいけないんだという認識を持っていただければなということと、それから内方線はやっぱり一番必要だなということと、それから今後検討していかなあかんのは、点字ブロック、誘導ブロックがホームの端にあることで、私たちが一番危険なところを歩くということを余儀なくさせているということがあるということを知っていただければなと思ひます。それから、先ほどからピクトサインなど目に見える情報のことはたくさん仰っていただきました。ただ、私たち視覚障害をもつものにとってのピクトサインというのは音しかないんですよ。最近改札口や地下鉄の入口などでここは何番出口、交差点の南角地とかの情報を言うようになってきましたけれども、すべての情報を言うていただくと、皆様にご迷惑をおかけすると

思いますので、例えばトイレはこちらですとかの情報があれば、私のような単独歩行者の者にとってもトイレが非常にわかりやすくなりました。そういうこともありますので、ピクトサインだけではなくて耳に入る情報も認識していただけたらなというふうに思いました。

○田中会長

一般の公共建築物でも言われていることですがけれども、定期的に点検するとかですね、メンテナンスの話が非常に大きいのではないかと思いますね。ガイドラインの中でもそういった継続的にいい状態のものを担保していく、保障していくという内容をどこかで触れるべきじゃないかなとそんな感じはしますね。定期的な改修とかですね、調査とか。それから音のサインについても大変貴重なご意見だったと思います。

○委員

ちょっと私のほうからもよろしいですか。

○田中会長

はい、お願いします。

○委員

最後にですね、今日ずっとお話聞いていてヘルプマークのことが出てきましたので、今私門真ですけれども、ヘルプマークについてバスにも貼ってあるんですよね。これはいいことだと思って、私も門真市の会員にも全部配りました。ところが私の1つの提案ですけどね、門真、守口なんかでは例えば有線放送なんかがありますよね。地震なんかがあったときもちゃんと知らせてくれますしね。ああいうところにヘルプマークのことを説明してくれということをお大阪府から頼むことはできませんか。ああいう公共のラジオ局とか。そうしたら先ほど視覚障がい者の方が言っていたように視覚障がい者の方が言うてましたけれども、それを聞いたら分かるように説明していただいたらと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田中会長

事務局いかがですか。ご意見いただきましたが。

○事務局

まず委員のほうからいろいろご意見いただきまして、点字ブロック、誘導ブロックについて、一定水準等確保していくべきじゃないかというお話ですとか、内方線設置のお話ですとか、点字ブロックの位置のお話ですとか、また、音声案内のお話ですとかいろいろ頂戴いたしまして、ありがとうございます。いただいたご意見については、また、鉄道事業者さんのほうにお伝えはしていきたいと考えておるところでございます。音声案内等のご意見につきましては一部、今回バリアフリー情報の提供ということでガイドラインのほうでも一部記載させていただいておるところでございます。また、ヘルプマークにつきましては、今回心のバリアフリーということで具体的な事例ということでガイドラインの中にも記載させていただいておるところでございます。わかりやすくしていこうと思いますので、また、鉄道事業者さんのほうにはそういったご意見もあるといったことをお伝えしていこうと考えてございます。以上でございます。

○田中会長

お願いします。

○委員

お願いになるんですけども、鉄道施設のバリアフリーに関するハード面の整備につきましては、当然資金が必要となってきます。いっぺんには改善できませんので、何を先にすべきか優先順位を各社ごとに検討する必要があると思いますし、また、各社のトップの経営判断とか方針も考慮する必要もあるかと思しますので、場合によってはですね、支援とかアドバイスとかお願いしたいと思います。

○田中会長

ちょっと、事務局いかがですか。支援をお願いしますと。

○事務局

我々といたしましても、鉄道事業者さんのほうにはいろいろ審議会や部会等でご意見頂戴いたしまして、いろいろご意見のほう、ご要望のほうさせていただいているところでございます。今のところ、1ルート目ということでエレベーターの設置に関しまして、バリアフリー化されるときに我々のほうで支援させていただいて、まあ、国のほうと協力させていただいて、同じく一市町村と協力しながら支援のほうさせていただいているところでございます。また、今後検討する事項につきましても、できる限り頑張っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○田中会長

すみません。失礼しました。どうぞお願いします。

○委員

資料4の2の②最後のトイレの利用環境改善のところですが、公共施設等でよく身障者用トイレを利用しますが、空いていることが少なく、健常者と思われる方が使っていたり、当然身障者の方や高齢者の方などが使用しているのですけれども、健常者と思われる方が使用して出て来たときに何か一言、と思うのですがよく見るとドアに「どなた様でもご利用になれます」と書いてあるので言えません、それがどうしても納得いきません。車いす、高齢者、歩行困難な身体に障がいがある人は、健常者の方と違いそのトイレでしか用が足せません。どうしても身障用トイレでないといけないのです。やはり「どなた様でも・・・」という表示は早急になんとかしてほしいというのと、トイレ利用のマナー改善キャンペーンの実施等というのがありますが、これはどういうかたちで実施していくのでしょうか？聞かせて頂きたいと思います。

○田中会長

今トイレのことについてですが、多機能トイレということができて結構ユニバーサルデザインとして期待されているんな課題があるようですが、事務局今のご意見いかがでしょうか。わかる範囲でお願いします。

○事務局

今回、事務局のほうといたしましては、機能分散された便所、便房ということでいろいろ今回車いす使用者用便房だけではなくて、一般便房のほうに機能分散していくということでガイドラインのほうにも追記をさせていただいているところでございます。そういったいろいろ障がいのある方が一般便房も使えるようにわかりやすいようにという情報提供も含めて、ガイドラインの

ほうに追記をさせていただいたところでございます。国のほうの動向については我々まだ情報として持ってないところもございますので、また、確認のほうさせて頂きたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○田中会長

課題につきましては、ガイドラインのほうでも謳っておりますが、具体的な国とかいろんな関係するところも含めて今後とも対応を考えていくということになると思います。どうもありがとうございました。はい、お願いします。

○委員

今後の検討ということで1つご説明させていただきたいところがございます。知的障がいとか発達障がいの方への配慮というか検討ということでお願いしたいと思うんですけども、実は先週総務省の関係でテレビ放送のガイドラインの見直しが始まったということで、関連の見てきたんですけども、これまでのテレビ放送では視覚障がい、聴覚障がいの人たちへの配慮をどうするかということで限定されていたんですけども、そこに視覚障がい、聴覚障がい等と、今年「等」が初めてついたんですね。それは何かといいますと、知的障がいとか発達障がい、そういう人たちへもですねテレビ放送も配慮すべきだということで、そういう知的障がい、発達障がいの人にも配慮した番組作りというのを検討しています。同じ視点がこの福祉のまちづくりにもあると思うんですよ。いわゆる理論視点から考えていこうということで同じこの社会の知的障がい、発達障がいの人たちにもですねどんな配慮ができるのかというそういうところですね、非常に難しいですけども、ぜひ検討として入れておいていただきたいと思います。更に精神障がいの方へもですね、配慮ということでですね、たぶんあるんだろうというふうに思っていて、先ほどちょっと車いす用のトイレで普通の人が使っていて出てきているという話があったかと思います。精神障がいの方大変使いやすくてですね、車いす用のトイレを使用されているという事例がありましてですね、そういうことで普通の人が使っているという誤解を招いてしまうということもあります。そういうことも含めて福祉のまちづくりとしてどういった配慮ができるのかということですね、検討していただければというふうに思っております。以上でございます。

○田中会長

知的障がい、発達障がい、精神障がい、まだまだ配慮できていないことがたくさんあるかと思えます。事務局いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○事務局

今我々事務局のほうで検討させていただいておりますのは、現行のガイドラインにつきまして、わかりやすいガイドラインというのをつくらせていただいて、それでちょっと改善させていただいているところと、また、今回ガイドラインの中で知的障がい、精神障がい者の支援設備ということで改訂以前から記載させていただいている内容ではございますが、という内容のほうも129ページのほうございますが、ガイドラインにも載せさせていただいております。また、そういったわかりやすいガイドライン等を使いまして対応させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○田中会長

ほかにもございますでしょうか。ご意見、ご質問。よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。以上が審議のほうですが、報告事項がございますので事務局のほうにマイ

クをお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○報告事項（府より説明）

○田中会長

只今いただきました事務局からのご報告につきまして、ご質問何かありますでしょうか。いかがですか。よろしいですか。非常に国がらみの動き、国がらみの取組みが非常にこれから大事になってくるかと思えます。各独自の路線もありますが、このあたりどうやって、先ほどサイン環境のピクトグラムの話もそうですが、大阪府だけで勝手に決められない状況もたくさんあるかと思えますが、ぜひ大阪府独自の部分も含めてですね、これから取り組めればと思っております。どうもありがとうございます。それではないようなので、これからはいろいろご意見いただきたいと思えます。今日は時間が限られておりますので、今日膨大な資料を配布していただきまして説明いただきました。もし何かお気づきの点やご提案等ありましたらぜひ事務局のほうへ連絡のほうしていただきたいなと思えます。それでは貴重なご意見たくさんいただきましてありがとうございました。本日の議事はこれで終わらせて頂きたいと思えます。どうもありがとうございました。